令和８年度　水防計画の主な変更点

１　防災気象情報

河川氾濫・大雨

● 洪水予報河川では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル５氾濫特別警報**とした。

（発表には、河川管理者の氾濫通報を活用）

● 水位周知河川では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実を図った。

● **洪水警報は運用せず**、大雨予報・警報と一体化した。（レベル４大雨危険警報を新設）

土砂災害

● 警戒レベル４相当は、**現在の土砂災害警戒情報からレベル４土砂災害危険警報に変更**された。

● 警戒レベル４相当に至らないレベル３土砂災害警報発表が大幅に削減される見込み。

共有

● 情報名称にレベルの数字をつけて発表することとなった。

● レベル２では「注意報」、レベル３では「警報」と統一感を持った名称へ変更された。

２　実務編第１章　総則

(1)　１．２　用語の定義

用語の定義の追加　P1～3

● **高潮予報海岸**

国土交通大臣が、高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸。国土交通大臣は、高潮予報海岸において、気象庁長官及び当該海岸の存する都道府県の知事と共同して、高潮のおそれの状況を水位を示して高潮の予報等を行う（法第11 条の３、気象業務法（昭和27 年法律第165 号）第14 条の２第２項）。

● 氾濫発生水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の発生する水位（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保措置の発令判断の目安となる水位である。これまでの**「氾濫する可能性のある水位」**の名称を変更したものである。

● **米代川個別対応区域（箇所）**

基準水位観測所の各判断水位とは別に、能代河川国道事務所から個別連絡により、市が避難の呼び掛け及び避難情報を発令する区域を明記したものである。

３　実務編第４章　予報及び警報

（1）　４．１　気象庁が行う予報及び警報
警戒レベル相当情報の隊形整理　P18～26

【これまでの課題】
・ 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのかわかりづらい
・ 警戒レベル４相当の情報がないものがある（洪水・大雨浸水）
・ 特別警報と警報が同じ警戒レベル４になっている（高潮）
・ 高潮注意報がレベル２とレベル３相当に分かれている（高潮）
・ 同じ警報が異なる対象災害を兼ねている（大雨警報が土砂災害と浸水害を兼ねるなど）

【新しい気象情報】
・ 防災気象情報を**５段階の警戒レベル**にあわせて発表。
・ 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル４相当の情報として危険警報**を新設。
・ 情報名称そのものに**レベルの数字**を付けて発表。
・ 情報と対応する防災行動との関係が明確に。

●これまでの防災気象情報

警戒レベル相当情報	防災気象情報				
	指定河川	洪水害	大雨浸水害	土砂災害	高潮
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報	空白	空白	土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報

●新しい防災気象情報

警戒レベル相当情報	防災気象情報			
	洪水に関する情報	大雨に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
5相当	レベル５ 氾濫特別警報	レベル５ 大雨特別警報	レベル５ 土砂災害特別警報	レベル５ 高潮特別
4相当	レベル４ 氾濫危険警報	レベル４ 大雨危険警報	レベル４ 土砂災害危険警報	レベル４ 高潮危険警報
3相当	レベル３ 氾濫警報	レベル３ 大雨警報	レベル３ 土砂災害警報	レベル３ 高潮警報
2相当	レベル２ 氾濫注意報	レベル２ 大雨注意報	レベル２ 土砂災害注意報	レベル２ 高潮注意報

４　実務編第４章　予報及び警報

（3）　４．２　洪水予報河川における洪水予報

名称及び発表基準の変更　P27

旧情報名	旧発表基準
氾濫注意情報 （洪水注意報）	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
氾濫警戒情報 （洪水警報）	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき （避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき （水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
氾濫危険情報 （洪水警報）	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき（国の洪水予報河川のみ） ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
氾濫発生情報 （洪水警報）	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
氾濫注意情報 （警戒情報解除）	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
氾濫注意情報 解除	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

新情報名	新発表基準
レベル２ 氾濫注意情報 （洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル３ 氾濫警報 （洪水警報）	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
レベル４ 氾濫危険警報 （洪水警報）	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル５ 氾濫発生情報 （洪水警報）	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき ※レベル５氾濫特別警報と一体的に発表
レベル２ 氾濫注意報 （警報解除）	レベル４氾濫危険警報又はレベル３氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル２ 氾濫注意報解除	レベル５氾濫発生情報、レベル４氾濫危険警報、レベル３氾濫警報又はレベル２氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

５　実務編第４章　予報及び警報

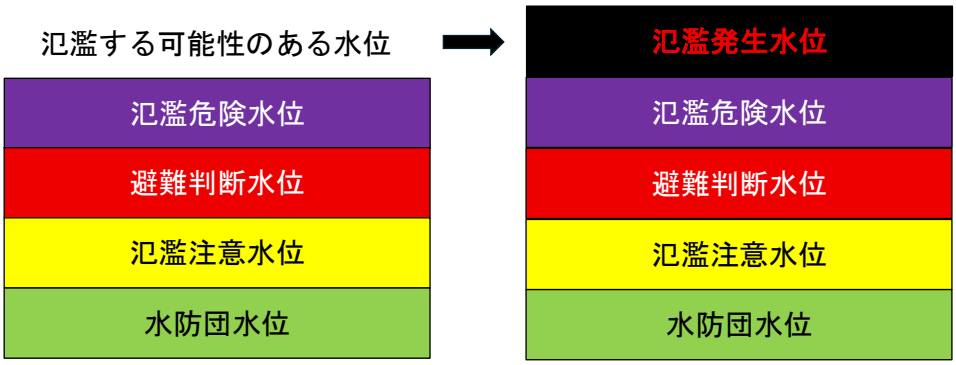
（4）　４．２　洪水予報河川における洪水予報

氾濫発生水位の追加　P27～28

氾濫発生水位とは

■洪水により相当の家屋浸水等の**被害が生じる氾濫の発生する水位**（堤防天端高（又は背後地盤高））をいう。市町村長の緊急安全確保の発令判断の目安となる水位となる。これまでの**「氾濫する可能性のある水位」**から名称が変更されたもの。

名称変更



６　実務編第１０章　水防活動

（1）　１０．７　氾濫・決壊・漏水等の通報及びその後の措置

氾濫等の通報の追加　P73

氾濫等の通報

●通報	河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者が、管理する河川等について**氾濫による著しい危険が切迫していると認める場合**、直ちにその状況を関係都道府県その他関係者に通報する。
●通知・周知	・通報を受けた知事（国交大臣が通報者の場合は、水防を担う国交大臣）は、**相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき**は、直ちに水防管理者、量水標管理者及び市町村長並びに気象庁長官に通報する。 ・必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

例外的な対応

●区域	**霞堤、河岸段丘や谷地など地形的特徴から、相当に早い段階で浸水が生じる或いは氾濫が発生しても浸水範囲等が限定的な区域**
●対応	**レベル５氾濫発生情報の発表の対象外**にして、自治体と連携し**個別に連絡**することにより避難を呼びかける例外的な対応をする場合がある。

決壊・漏水等の通報

●通報	堤防その他の施設が**決壊**したとき、又は**越水・溢水**若しくは**異常な漏水**が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。
●通知・周知	■通報を受けた知事は、**相当な損害を生ずるおそれがあると認めるとき**は、直ちに水防管理者及び量水標管理者並びに気象庁長官に通知する。 ■必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。 ■水防管理者又は市町村長による**緊急安全確保措置の指示**があった場合は、水防管理者、水防団、消防機関又は水防協力団体は**直ちに待避**を行い、安全な場所で監視カメラ等により堤防その他の施設の決壊又は越水・溢水を確認できた場合のみ通報を行う。

（2） １０．８　米代川個別対応区域（箇所）への対応　P76～81

能代河川国道事務所からのホットラインによって避難情報を発令する必要がある区域を明記したもの。

表１０－９　米代川個別対応区域（箇所）対象地域

区　　域（危険な順に記載）	基準観測所
能代①常盤地区（右岸 16.6ｋ）2.75ｍで氾濫（越水）の可能性あり 【対象地域】常盤本郷、槐・四日市	向能代水位観測所 ・氾濫注意水位　1.90m ・避難判断水位　3.00m ・氾濫危険水位　3.40m ・氾濫発生水位　4.30m
能代②荷八田地区（右岸 8.0ｋ）3.60ｍで氾濫（越水）の可能性あり 【対象地域】朴瀬（西側）荷八田、吹越、真壁地	
二ツ井①外面地区（右岸 23.4ｋ）3.51ｍで氾濫の可能性あり 【対象地域】外面（北側）、鎌谷、梅内悪戸、富田	二ツ井基準観測所 ・氾濫注意水位　4.50m ・避難判断水位　6.30m ・氾濫危険水位　6.80m ・氾濫発生水位　8.10m
二ツ井②下田平地区（左岸 35.8ｋ）3.61ｍで氾濫の可能性あり 【対象地域】下田平	
二ツ井③小繋地区（右岸 32.2ｋ）4.70ｍで氾濫の可能性あり 【対象地域】小繋（壱ノ座・道の駅ふたつい、小繋地区）	
二ツ井④富根地区（左岸 20.2ｋ）6.26ｍで氾濫の可能性あり 【対象地域】富根（上部、下部、羽立、昭和・羽立新田）	
二ツ井⑤麻生地区（左岸 33.6ｋ）7.01ｍで氾濫の可能性あり 【対象地域】麻生	

※　対象地域は自治会（町内会）区域を記載

６　実務編第１６章　浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置　P94～96

表１６－２　　米代川浸水想定区域内の要配慮者施設から、水防法及び津波防災地域づくりに関する法律に基づく「洪水」「津波」「高潮」「雨水出水」各浸水区域内の要配慮者施設に更新したもの。